

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第3編 租税特別措置法関係 第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係 2 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》 第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」（以下「ビール製造免許初取得者」という。）とは、平成22年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に、酒税法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。 <u>なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</u> イ 第2編第7条第1項関係の5＜法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い＞の取扱いにより製造免許を受けた者（措置法第87条の6第3項が規定する場合を除く。） 法人成り等によりビールの製造免許を受けたとき ロ 第2編第7条第5項関係の3＜期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い＞の取扱いにより製造免許を受けた者 切り替えの対象となる期限付免許を最初に受けたとき ハ 他の製造場にビールの製造免許を受けたことがある者 当該他の製造場においてビールの製造免許を受けたとき (2) 平成22年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の規定により付された期限の満了後、改めて平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に試験製造免	第3編 租税特別措置法関係 第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係 2 「初めて製造免許を受けた者」の意義 (1) 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》 第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」（以下「ビール製造免許初取得者」という。）とは、平成17年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に、酒税法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定によりビールの製造免許（期限付免許を含む。）を受けた者（第2編第7条第1項関係の5＜法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い＞の取扱いにより製造免許を受けた者（措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第3項に定める場合を除く。）及び試験製造免許を受けた者を含み、第2編第7条第5項関係の3＜期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い＞の取扱いにより製造免許を受けた者（平成17年4月1日以後に切り替えの対象となる期限付免許を受けていた場合に限る。）を除く。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第33条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第1項の規定により製造免許を受けたものとみなされた者をいう。 (注) 第2編第7条第5項関係の3＜期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い＞の取扱いにより製造免許を受けた者については、切り替えの対象となる期限付免許を最初に受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。 (2) 平成17年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、平成17年4月1日以後に法第17条《製造又は販売業の廃止》第1項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条《酒類の製造免許》第4項の規定により付された期限の満了後、改めて平成22年3月31日までの間に試験製

改正後	改正前												
許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成<u>22</u>年4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。 (削 除)	造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成<u>17</u>年4月1日から当該試験製造免許の取消しを受けるまで又は当該期限の満了までの間にビールの課税移出がなかったときは、当該試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。 (3) 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第7条《酒類の製造免許》第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者であっても、平成17年3月31日以前においてビールの製造免許を受けていた者、他の製造場にビールの製造免許を受けている者等は、ビール製造免許初取得者に該当しないのであるから留意する。 (注) 他の製造場にビールの製造免許を受けている者については、当該製造免許を受けたときにおいてビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。												
3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。	3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義 措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。												
(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)	(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)												
<table border="1"> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th><th>最大適用可能期間</th></tr> <tr> <td>平成 <u>22</u> 年4月1日に免許を受けた場合</td><td>平成 <u>22</u> 年4月分から平成 <u>27</u> 年4月分</td></tr> <tr> <td>平成 <u>25</u> 年3月31日に免許を受けた場合</td><td>平成 <u>25</u> 年3月分から平成 <u>30</u> 年3月分</td></tr> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	平成 <u>22</u> 年4月1日に免許を受けた場合	平成 <u>22</u> 年4月分から平成 <u>27</u> 年4月分	平成 <u>25</u> 年3月31日に免許を受けた場合	平成 <u>25</u> 年3月分から平成 <u>30</u> 年3月分	<table border="1"> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th><th>最大適用可能期間</th></tr> <tr> <td>平成 <u>17</u> 年4月1日に免許を受けた場合</td><td>平成 <u>17</u> 年4月分から平成 <u>22</u> 年4月分</td></tr> <tr> <td>平成 <u>22</u> 年3月31日に免許を受けた場合</td><td>平成 <u>22</u> 年3月分から平成 <u>27</u> 年3月分</td></tr> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	平成 <u>17</u> 年4月1日に免許を受けた場合	平成 <u>17</u> 年4月分から平成 <u>22</u> 年4月分	平成 <u>22</u> 年3月31日に免許を受けた場合	平成 <u>22</u> 年3月分から平成 <u>27</u> 年3月分
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
平成 <u>22</u> 年4月1日に免許を受けた場合	平成 <u>22</u> 年4月分から平成 <u>27</u> 年4月分												
平成 <u>25</u> 年3月31日に免許を受けた場合	平成 <u>25</u> 年3月分から平成 <u>30</u> 年3月分												
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
平成 <u>17</u> 年4月1日に免許を受けた場合	平成 <u>17</u> 年4月分から平成 <u>22</u> 年4月分												
平成 <u>22</u> 年3月31日に免許を受けた場合	平成 <u>22</u> 年3月分から平成 <u>27</u> 年3月分												